

平成 22 年 12 月 15 日

要望項目等に関する最終整理案
[地方税]

【金融証券税制・個人住民税関係】

金融証券税制【個人住民税】（案）

（金融要望－7）

- 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）の適用期限を 2 年延長する。

- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（いわゆる「日本版 I S A」）について、施行日を 2 年延長し、平成 26 年 1 月 1 日からの適用とする。

（金融要望－12、農水要望－10②③、経産要望－33③）

- 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等を加える。
 - (1) 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引（同法第 2 条第 14 項第 1 号から第 5 号までに掲げる取引に限る。）の差金等決済
 - (2) 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引（同法第 2 条第 22 項第 1 号から第 4 号までに掲げる取引に限る。）の差金等決済
 - (3) 店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡
- （注）上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に行われる店頭商品デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡について適用する。

※ 所得税における配当所得課税の大口株主等の要件の見直しは、個人住民税に自動影響。

検討事項【個人住民税】（案）

- 金融証券税制については、平成 26 年に、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。

- 生命保険料控除など政策目的へのインセンティブの色彩が強い控除の在り方については、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格や地域主権改革の推進等の観点のほか、公的保障の補完としての性格や国民の自助努力の支援等の観点を踏まえ、検討する。